

令和 4 年度 社会福祉法人阪南市社会福祉協議会事業計画

I. 基本目標

- 市民みんなの基本的人権を大切にする福祉のまちづくり』
- 住民自治・市民参画による福祉のまちづくり
- 「公民協働」による福祉のまちづくり

第 3 期阪南市地域福祉推進計画 基本理念より

II. 基本方針

1. はじめに

長引くコロナ禍による経済活動への影響、新しい生活様式は多くの人々の生活を一変させています。地域においてはこれまでの「つながり」での支援や見守り、集いが難しい時期も長く続き、孤立や高齢者のフレイルの問題も指摘されています。また、経済活動の停滞は多くの方が生活困窮に陥る原因となっています。コロナ禍以前は福祉的支援を必要としなかった多くの人々が、支援を必要としています。

そのようななか、本会ではコロナ禍以前の地域共生の地域づくりの取り組みを活かして、農福連携、漁福連携などによるウイズコロナ、ポストコロナの取り組みを始めています。地域のボランティア、福祉関係者、行政、子ども福祉委員、泉南学寮グリーンサポーター活動に加え、漁業関係者などこれまで以上に広範囲の地域の皆さんと協働で取り組んでいます。ひきこもりや生活困窮の方の居場所や就労訓練、収穫物を生活困窮者食糧支援に活用するなど、阪南市ならではの好循環を生み出す先駆的な取り組みを目指しています。

西鳥取・下荘地域包括支援センターは昨年度から 5 年間継続受託となり、新たに CSW が配置され、認知症支援や地域と行政・社協が協働した、伴走型支援体制による強固なセーフティネットの構築に努めています。加え、コロナ禍によるフレイル予防として行政や関係機関と協働しての「コロナフレイル・ゼロ運動」を進めるなど、近々の課題に対してもいち早く取り組みをおこなっています。

また、日常生活自立支援事業、令和 2 年度から事業受託した生活困窮者自立相談支援事業や民生委員児童委員協議会事務局事業においては、貸付制度と合わせて、重要なセーフティネットとしての機能を果たしています。

市は令和 4 年度から包括的な支援体制構築にむけて国の「重層的体制整備事業」を実施することとしています。少子高齢化、人口減少、世帯の単身化の中で、社会的孤立や差別、虐待、貧困、ひきこもり、不安定就労などによる生活苦などへの対応がコロナ禍による影響でより一層必要となり、公民協働での包括的な支援が可能な地域づくりが求められています。

第 4 期地域福祉推進計画策定はコロナ禍で 1 年延期され、令和 4 年度においても策定にむけての作業が継続します。地域にくらす人々が互いに関心をもち、福祉課題、複合課

題の解決を図るために世代、分野を超えてつながりあうこと、一人ひとりの暮らしと生きがいを大切にしている計画の策定を引き続きめざします。

本会は、誰もが地域福祉活動に参加できる仕組みをつくること、一人ひとりの切実な声を受け止めることを活動の目標にします。どんな困難を抱えていても孤立せず、排除されない「市民みんなの人権を大切にする住民主体のまちづくり」を基本目標とします。さらに、市内社会福祉法人の地域連携については、施設連絡会を通じて災害時の連携や市民への就労準備訓練の場の提供など、より一層地域への貢献促進を図ります。

また、阪南市地域交流館については、令和 4 年度から 4 年間の指定管理者として継続して採用されました。市民参画と協働による施設運営、市民活動を支援する場として、多くの市民から信頼され、利用していただける管理運営を目指します。

市行財政改革、人件費の増加等により社協経営は厳しい状況に直面しています。持続可能な地域福祉推進を行うことができるように、昨年度同様一層の財務規律にも努め、信頼される阪南市社協を目指します。

2. 事業・活動の取組みの方向性

- 【1】役員、職員が一体となって、組織運営、財政経営の安定性と透明性を高め、住民が主体となる地域福祉活動を充実させ、住民との信頼関係を高めていきます。
- 【2】共生の地域づくりをすすめるために住民参加、参画を重視した福祉活動をすすめるとともに、拠点未設置地区の活動拠点の確保をめざします。第 4 期阪南市地域福祉推進計画の策定、社協の基盤強化と地域福祉施策の一元化に公民協働でとりかかります。
- 【3】関係機関と協力してつながりの喪失、社会的孤立や引きこもりなど「制度の狭間」の課題に取り組めます。縦割りを超えて他分野と連携しながら問題解決を図ります。共通の課題を抱える当事者との交流や組織化を進め、居場所づくりを進めます。
- 【4】地域住民、民生委員児童委員、福祉委員と協働して暮らしの「ささいな困りごと」を解決する取り組みをすすめ、介護、子育て、障がい、病気、就労、家計、孤独など暮らしを支える地域の相談体制づくりと包括的支援体制による問題解決を市と協働しすすめます。
- 【5】社協の強みであるネットワークを生かして社会教育、環境、防災・防犯、農漁業など他分野とも積極的に協働します。地域で活躍する人材育成に努めるとともに住民、ボランティア、若者、学生、生徒・児童などみんなが担い手となれる活動を推進します。
- 【6】福祉・ボランティア・市民活動・介護などの学習・講座を開催します。「共に暮らす」を育む福祉文化の創造に努め、市民の活動参加を進めます。
- 【7】令和 3 年度から 5 年間の再受託となった地域包括支援センターは、自立支援、介護予防と地域包括ケアシステムの構築を進める中核機関として体制及び機能強化を図

り、地域づくりに向けて一体的に機能させていきます。

- 【8】各事業の見直し、経費の一層の節約に努めます。地域づくりに資する事業は、助成金等を柔軟に活用していきます。新規事業は財源の裏付けと確保を明確にし、引き続き、共同募金や地域支え合い活動協力金、寄附金等の自主財源の増額に取り組むとともに収益事業の適正な実施など事業費の安定確保に努めます。

Ⅲ．事業計画

法人運営事業

【経営基盤の強化】

阪南市社会福祉協議会は、地域福祉を推進することを目的とする、住民が主体となった唯一の社会福祉法人であることの使命・役割を強く認識し行動することとします。

市民一人ひとりの生命と暮らしを大切にする地域での福祉活動への支援を維持・継続・発展させることを使命とし、そのための組織運営基盤の確立・経営の強化を急がねばなりません。

そのためには、理事会機能の向上、職員体制の確立と専門性の向上、財政運営の適正化、自立性向上を図ります。

また、暮らしを取り巻く変化や市の施策・事業、市民活動の高まりを踏まえ、本会の核である民の要（調整役）として市民からの信頼と支援を拡大するため、地域支え合い活動協力金の発展強化、広報紙「ふくしはんなん」の拡充に取り組みます。合わせて適正な財政基盤が整えるよう市に対しての予算等要望を続けてまいります。

【事業の展開】

1. 定款・諸規程および指針の遵守・徹底
 - （1）定款・諸規程および指針内容を遵守するための周知・教育
2. 理事会機能の強化および職員体制の強化
 - （1）各種会議の開催
 - * 理事会、評議員会、三役会議等の開催
 - （2）理事会通信の発行
 - * 理事会での協議内容や決定事項を記載した理事会通信の広報紙「ふくしはんなん」へ掲載
 - （3）職員体制の強化および専任事務局長設置費の確保
3. 財政の健全経営
 - （1）収益事業等の自主財源確保
 - （2）経理規程を遵守した会計業務の執行
 - （3）担当理事・監事・外部専門家によるチェック体制の徹底

(4) 財政健全化方針の実行と適宜の見直し

4. 会員の支持拡大

(1) 組織構成会員の拡充

＊新規会員の拡充

(2) 地域支え合い活動協力金（賛助会員募集）の発展強化

＊事業の周知 PR と賛助会員加入の促進

(3) 阪南市外在住の方にもご参加いただける特別会員制度を新設

5. 広報活動の強化

(1) 広報紙「ふくしはんなん」の充実・強化

＊「ふくしはんなん」の定期発行

＊市民にわかりやすい情報提供・紙面づくり

(2) ウェブ上での情報発信

＊リニューアルしたホームページを最大限に活用し、ホームページ・ブログ等で本会活動および各相談事業等をわかりやすく紹介

6. 役職員の資質向上

(1) 各種研修会への参加

＊関係する研修会への役職員の参加促進

(2) 職員研修の実施

(3) 職員会議・担当部署間会議・職員学習会の充実

7. 福祉人材の育成

(1) 社会福祉援助技術実習の受け入れ

(2) 短期インターンシップの受け入れ

(3) 就労支援事業所からの企業体験の受け入れ

ボランティアセンター

地域における多様な福祉問題に対応するため、ボランティアセンターの運営や若年層や地域活動者への福祉教育、新規活動者の開拓を目指します。

また、専門性のあるボランティア・市民活動養成の場を活用し、必要に応じたボランティア活動を支援すると共に、校区（地区）福祉委員会等の地域に根ざした活動団体と NPO、市民活動団体等が力を合わせ協働できる地域福祉活動を展開します。

【事業の展開】

1. “話し合いのススメ”～様々な人が話し合う機会・場の充実～

(1) 運営委員会・コーディネーター連絡会の開催

2. “日常時も災害時にも安心なまち”～要援護者を把握し共に助け合える体制づくり～

(1) 連絡会や集いの場での防災・減災学習

3. “つなぐ、つながる”～困りごとを受け止め支え合う地域福祉のネットワークづくり～

- (1) 登録ボランティアグループ連絡会の開催
- (2) 公民館、市民活動センター、施設、団体、企業との連携
- 4. “「他人事」から「私事」に”～『共に暮らす』を育む福祉のまちづくり～
 - (1) プルタブ、入れ歯などの寄付文化を根ざしていく
 - (2) 小学校、中学校での福祉、ボランティア等に関する出前授業
 - (3) ボランティア・市民活動フェスティバルの開催（年1回）
 - (4) 夏休みボランティア DAY（ボランティア・市民活動体験プログラム）の実施

小地域ネットワーク推進事業

住民が主体となり、誰もが安心安全に住み暮らしあえる地域共生社会づくりを推進します。福祉委員会を中心に、地域の各種団体や事業者・専門職を巻き込みながら、個別訪問活動や誰もが集える居場所づくり等を推進します。また、新たな施策や担い手・行政等との協働のための橋渡しを、コミュニティワーカー(地区担当職員)が住民の側に立ち、支援します。

【事業の柱】

- コロナフレイル・ゼロ運動の推進
- 地域活動者と専門職等との連携の促進
- 「ふくしを文化に」プロジェクト（福祉教育等）の推進

【事業の展開】

1. 地域支援の充実
 - (1) コミュニティワーカー地区担当制による校区（地区）福祉委員会支援
 - * 校区（地区）福祉委員長・事務長合同会議の開催
 - * 校区（地区）福祉委員会組織運営および活動への支援
 - * 当事者・関係機関団体・事業者・行政等との連絡調整
 - * 福祉委員会・専門職の協働による「コロナフレイル・ゼロ運動」の推進
 - (2) まちなかサロン・まちなかカフェの推進
 - * まちなかサロン・カフェネットワーク連絡会の運営
 - * 新規立ち上げや運営の助言と各種支援
 - * サロン・カフェに関する情報発信
 - (3) 各種研修会・フォーラムの開催
 - * 福祉委員会新任役員研修（役員改選時）
 - (4) 子育て支援の推進
 - * 身近な地域での子育てサロン活動の推進
 - * NPO 等団体との協働事業
2. 暮らしの安心ダイヤル事業
 - (1) 福祉委員会、民生委員児童委員協議会等との協働による登録・見守り促進

- (2) 市と連携し、災害時等の安否確認の情報伝達・集約
- 3. 「ふくしを文化に」プロジェクトの推進
 - (1) “福祉”“暮らし”に関する情報を紙面・ソーシャルメディア等を活用し発信
- 4. 公民協働プロジェクトチームの運営
 - (1) 第3期地域福祉推進計画にもとづく公民協働プロジェクトチームの運営
- 5. 地域福祉推進計画の進捗管理と地域福祉推進連絡協議会の運営
 - (1) 地域福祉推進連絡協議会・地域福祉推進計画作業委員会の開催
 - (2) 第3期地域福祉推進計画の推進と進捗管理
 - (3) 第3期小学校区ふくしのまちづくり計画の推進と進捗管理
 - (4) 第4期地域福祉推進計画の策定
 - (5) 第4期小学校区ふくしのまちづくりビジョンの策定支援
 - (6) 地域福祉条例（仮称）策定過程への参画

当事者組織支援事業

同じ状況にある人同士が集まり、悩みの共有や学習、情報発信をする当事者組織の組織化や運営支援をおこないます。

【事業の展開】

- 1. 介護者（家族）の会支援
 - (1) 会の運営支援
 - * つどい、介護者リフレッシュバスツアー、介護者だより発行等
 - * 運営助成金の交付
- 2. 当事者組織の支援・組織化
 - (1) 障がいのある子を育てる親の居場所「ほっこりーな」支援
 - (2) 引きこもりなど課題を抱える人や世帯の居場所づくりへの支援
 - (3) 認知症当事者や家族のための認知症カフェ「ぬくぬく」への支援

日常生活自立支援事業

高齢者の増加、障がい者の地域移行が進む中、判断能力の不十分な方の権利を護り、自立支援を行なう本事業のニーズはますます伸びています。

その中で、本事業の利用相談者にスムーズな相談対応を行うことに加え、本事業での対応が困難なケースについては成年後見制度の利用等につなげていくため、地域包括支援センターや行政等との連携を図っていきます。

また、福祉サービスの利用援助や金銭管理サービスだけでなく、利用者それぞれの生活を支えるべく、各関係機関や地域等とのつながりづくりを進め、地域の中で利用者が暮らし続け、権利が護られるよう努めていきます。

【事業の展開】

1. 日常生活自立支援事業の充実
 - (1) 適切なサービス利用のための相談・権利擁護
 - * 体制の整備、成年後見・市民後見制度との連携
 - (2) 事業の周知
 - * 広報紙「ふくしはんなん」への掲載
 - * 行政や専門職への事業概要の説明
 - (3) 研修会・勉強会への参加
 - * 担当者会議や成年後見制度利用促進にかかる研修へ参加
2. 地域の中で暮らし続ける環境づくり
 - (1) 民生委員、ボランティア等地域住民の協力体制づくり
 - (2) 利用者の地域の活動・行事への参加推進
3. 生活困窮者自立支援事業との連携
 - (1) 生活支援グループと連携し、福祉サービス利用援助契約のみの利用者には収支計画の作成や生活状況の聞き取り等の支援をおこない、利用者の自立を支えていく。

福祉資金貸付事業

低所得者等への貸付事業を通し、経済的援助をおこなうことで自立への助けとします。また、相談を通して経済的な問題以外の点にも目を向け、自立支援に結び付けるよう支援します。

また、生活困窮者自立支援機関と密に連携を取りながら支援します。

【事業の展開】

1. 貸付相談の実施
2. 申請者に同伴する子どもへの心配り（ウエルカムキャンディー）
3. 各種貸付制度のホームページ等での周知 PR
4. 新型コロナウイルス感染症特例貸付申請者の生活困窮自立支援事業や生活支援課（生活保護）との連携

福祉農園事業

遺贈で受け取った耕作地を活用し、さまざまな人が参加し活躍できる居場所としての福祉農園事業を実施します。

【3つの目的】

- ①外出自粛障がい者・高齢者の孤立防止や健康維持・介護予防の促進
- ②生活困窮者の就労意欲の喚起、コミュニケーション能力の形成
- ③障がいや認知症の有無に関係なく、全ての人が共に暮らし続けるという福祉意識の向上

【事業の展開】

1. 様々な世代の「参加の場」として野菜・果物の栽培。
2. 収穫した野菜・果物の地域循環
 - * 市内の子ども食堂への寄附。生活困窮者への食糧支援、寄附付き商品として販売 等

生活困窮者自立支援事業

原則、阪南市にお住いの、経済的な問題などで生活にお困りの方の相談に応じ、生活の見通しがつくように、寄り添いながら自立に向けた支援をおこないます。

身体的、精神的な困りごとや、ひきこもりなど今後困窮の恐れがある世帯に対して、関係機関と連携を取りながら、安定した生活が送れるように、伴走型支援をおこないます。

【事業の展開】

1. 自立相談支援事業の実施
 - (1) 生活に困窮されている方の相談に対して、ご本人が抱えている課題を把握し、支援計画を作成します。
 - (2) 支援計画に基づき、生活の安定や就労促進などの自立に向けた相談支援を実施します。
2. 阪南市役所生活支援課との連携
 - (1) 離職により住居を失った方、または失う恐れの高い方に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額の支給が可能かに対して、生活支援課と連携を図ります。
 - (2) 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所の提供が可能かに対して、生活支援課と連携を図ります。
 - (3) 生活困窮者の方を支援するために、市役所の各関係機関と連携を図ります。
 - (4) 業務委託契約期間である令和 5 年 3 月 31 日まで、1 名の職員を生活支援課へ派遣します。
 - (5) 新型コロナウイルス感染症特例貸付総合支援資金の申請者については、生活状況等の聴き取りをしながら、貸付担当や生活支援課（生活保護）との連携を図ります。
3. 社会的孤立の世帯への相談に応じます。
 - (1) 不登校・ひきこもりなどの世帯に対して、孤立しないように、また将来的な貧困に陥らないように、伴走型支援を行います。

アウトリーチ等機能強化事業

生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を配置し、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対して、訪問等を行い積極的な情報把握により早期に支援につなぎます。
また、支援につながった後の集中的な支援を行うことで、自立支援を強化します。

【事業の展開】

1. 家族からの相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触する等、初期のつながりを確保します。
2. つながりが出来た後の信頼関係の構築、関係機関への相談同行、就労支援といった自立までの一貫した支援を実施します。
3. 関係機関との連携、ネットワークづくり及び社会資源の開発等の地域づくり生活困窮者等支援の必要な者を早期に把握し、支援につなぐため、関係機関、関係職種との連携が重要でありまた社会資源の開発など、地域のネットワークづくりを進めていきます。

生活支援・介護予防サービス協議体運営事業

介護保険制度の改正に伴い配置された協議体の運営と第一層及び第二層生活支援コーディネーターを受託します。実施にあたっては、住民の主体性を尊重し、ニーズや資源の実態を把握して、協議のもと、地域に必要なサービスや住民相互の支え合い活動を創出するよう取り組みます。

【基本方針】

1. 「ゆるがない“住民主体”の理念を大切に」
2. 「サービス作りだけでなく地域づくりを」
3. 「多世代の地域住民が輝くことができる地域共生社会の実現」

【事業の展開】

1. 関係団体のネットワーク化・分野を超えた合意形成・施策化
 - (1) 協議体会議の開催
 - (2) 協議体運営会議の開催
 - (3) 第二層協議体の立ち上げ支援
 - (4) 阪南市社会福祉施設連絡会の開催
2. 高齢者等の生活支援・介護予防サービスの資源開発や基盤整備
 - (1) 移動・買い物支援学習会の開催（1回）
 - (2) 阪南市第3層生活支援コーディネーター養成研修の開催（2回）
 - (3) 第3層生活支援コーディネーター交流会の開催（1回）

- (4) 支え合い活動応援研修の開催
- (5) 新たな社会資源の発掘、高齢者、障がい者、若者の活躍を促進
- 3. ニーズと活動をマッチング
 - (1) 地域の支援ニーズとサービス提供主体をつなぐ

介護予防事業（市受託）

【自立支援・介護予防意識の向上】

生活機能の低下を予防することで自立した日常生活を営むことをめざし、元気でいつまでも生きいきと暮らせるよう地域全体で支援します。校区（地区）福祉委員会をはじめとする、地域の諸団体と協働して実施することで、身近な地域での社会参加を促します。あわせて、認知症予防についても対策を進めます。

【重点ポイント】

- ① 他の介護予防事業との連動
- ② 1年を通して介護予防に取り組む意識啓発（コロナフレイルゼロ運動）
- ③ 現在、活動しているサロンやカフェの高機能化（専門職・事業所との協働）
- ④ 新型コロナウイルス感染拡大の状況に合わせながら、身近な地域の居場所での出張介護予防教室の実施を推進

【事業の展開】

- 1. こつこつゆうゆう体操（筋力アップ教室）
- 2. のびのび体操（脳とカラダの健康教室）
- 3. 出張栄養教室（食と栄養に関する教室）
- 4. 地域回想法教室（認知症予防教室）
- 5. 歌の健康サロン（口腔機能強化教室）

民生委員児童委員協議会事務局事業

地域住民の立場で、生活に関する困りごとの相談や支援を行う民生委員児童委員協議会の事務局を受託し、その活動を支援するとともに、地域における福祉課題の把握や解決に向け、福祉委員会をはじめとする地域団体、専門職や行政等との連携の構築をさらに強化します。

- (1) 事務長の配置
- (2) 事務局運営支援
- (3) 地域における協働した福祉活動の実施
 - * 校区（地区）福祉委員会等の活動者や専門職等と協働した福祉活動の推進
- (4) 生活困窮者自立相談支援事業との連携

老人クラブ連合会事務局事業

「生きがいづくりと健康づくり」を目標に各種活動を総合的におこなっている老人クラブ連合会の事務局を受託し、その活動を支援するとともに、老人クラブの活性化や新規会員増加のため、広報の充実に努めます。

- (1) 老人クラブ連合会事務局の運営
- (2) 老人クラブの活動支援
- (3) 多様な主体との協働

善意銀行事業

寄附金窓口としての周知 PR をさらに広げるとともに、有効な活用をおこない、広報紙「ふくしはんなん」紙面での報告を掲載する。

【事業の展開】

- 1. 善意銀行預託金品の受け取り・払い出し
- 2. 広報紙「ふくしはんなん」での実績報告
- 3. 寄付文化を根ざすため善意銀行パンフレットを作成する
- 4. 整備されたホームページによるインターネット寄付の促進
- 5. ホームページ・広報紙等による情報発信
- 6. 遺贈による寄付拡充の推進

ふれ愛ホーム事業

本会の基本財産に位置付けている地域福祉活動の拠点施設としての役割を果たすため、事業展開をおこないます。

【事業の展開】

- 1. 子育て支援の拠点として NPO 法人に場所を提供し、事業を展開します。
- 2. 本会広報紙やホームページで、積極的にふれ愛ホームでの子育て支援事業の PR をします。
- 3. ボランティア団体等の貸部屋として活用していただけるよう、ホームページを使って広く周知します。

地域交流館事業（市指定管理）

阪南市地域交流館の第3期（4カ年）の指定管理1年目となります。地域福祉活動、生涯学習活動・社会教育活動（尾崎公民館）、NPO等市民公益活動（市民活動センター）のそれぞれの活動と相互に支え合い連携を図る調整役機能として本会が力を発揮して業務をおこないます。民の要として「学び」から福祉活動、そしてまちづくり活動へという知の循環において、地域福祉の推進をめざすという住民自治への新しいステージに入るため、同事業の第3期受託を執行します。

【事業の展開】

1. 地域福祉活動と自主的で公益的な活動等の連携に関連する調整業務
 - (1) おざき出会い館内に併設する主要な3施設を運営する3団体（尾崎公民館、本会、市民活動センター受託事業者）による定例連絡会議の開催
 - (2) 掲示スペースの利用等による情報の発信
 - * 3施設の情報を一元化した「交流館だより」を発行し、地域交流館のPRをより充実させる
 - * 館内の情報掲示
 - (3) 市民主体のまちづくりにつながるイベント開催の支援
 - * 駐車場横にある広場を無料で貸し出します。新たな愛称“つながり広場（仮）”を創設して広く周知広報し、市民主体のまちづくりにつながるイベントを積極的に支援します。
 - (4) 社協事業を通じた地域交流館のPR
 - * 本会のホームページ内、地域交流館に関するウェブサイトを整備し、施設を紹介したり地域交流館で開催されるイベント等を案内。また、各貸室等の空き状況がわかるよう適時更新します。
 - * 法人が発行する広報紙の紙面を利用したPR
 - * 共生型サロンや共生のニュースポーツ体験会の定期開催、共生のアート展開催をはじめ、社協セミナー、V市民活動フェス、認知症啓発・支援の事業でのPR、当事者団体の拠点支援によるPR
（事業によってはコロナ禍では開催見合わせ）
2. 施設管理業務の適正かつ効率的な実施
 - (1) 施設および設備の維持管理業務
 - (2) 利用料金および経費等の適正な管理
 - (3) 施設の効果的効率的な運営による経費の縮減
 - (4) コロナ禍における感染防止対策
3. 職員の管理・研修体制
 - * 内部会議や研修等を活用し、職員の資質向上に努めます。

共同募金協力事業

本会に阪南地区募金会の事務局を置いており、社会福祉法に位置付けられている地域福祉推進の取り組みである共同募金運動に、地域の住民・活動団体等の参加を得ながら、積極的に協力します。

【事業の展開】

1. 赤い羽根共同募金運動への協力

(1) 一般募金

- * 戸別、街頭、法人、職域、学校、バッジ
- * やさしさ募金箱の設置

(2) 歳末たすけあい運動

- * 街頭募金への参加団体の拡大
- * 地域の福祉団体への配分

各種基金運営事業

地域福祉の推進等を目的とし本会で設置している基金について、基金の造成を進めるとともに、適切な管理のもと、設置趣旨にもとづく運営をおこないます。

【事業の展開】

1. 各種基金の管理と運営

地域包括支援センター事業

【重点課題】

ウィズコロナにも対応した地域包括ケアシステムと地域共生社会の推進
高齢者の増加と生産年齢人口の減少に対応した地域づくりを進めるため、医療・介護・福祉・保健の専門性と阪南市内で活発に取り組まれている支えあい・助けあいの福祉活動（校区（地区）福祉委員会や民生児童委員協議会、地域の各種ボランティア団体など）と連携しながら、地域全体で支えていく仕組み“地域包括ケアシステム”を深化させ、高齢者を中心に児童・障がいを持った方々など全ての住民が孤立することなく住みなれた地域で安心していきいきと健康で暮らし続けられる地域共生社会づくりを推進します。また、コロナの影響を受けて筋力低下や認知症の進行、地域からの孤立化等が危惧される高齢者への対策も合わせて推進します。

【重点事業】

1. 地域住民と専門職が協働で困りごとをキャッチする総合相談体制の強化
2. 地域住民と専門職がともに支えあい・助けあえる地域福祉活動の推進
3. いつまでも住み慣れた在宅で暮らし続ける医療と介護連携の推進
4. 認知症になっても社会参加し続けられるまちづくりの推進
5. 行政や関係機関、地域と協働したコロナによるフレイル対策の取り組み

【事業の展開】

1. 包括的支援事業
 - (1) 総合相談支援業務
 - (2) 権利擁護業務
 - (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - (4) 地域支え合い会議（地域ケア会議）の推進事業
2. 介護予防・日常生活支援総合事業関連業務
 - (1) 介護予防ケアマネジメント事業
 - (2) 一般介護予防事業
3. 指定介護予防支援業務
4. 在宅医療・介護連携の推進事業
5. 生活支援体制整備事業関連業務
6. 認知症施策推進事業関連業務
7. 任意事業への協力
 - (1) 介護用品支給、介護相談員派遣、住宅改修支援事業への協力
8. コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業との連動
 - (1) センター内に配置されるコミュニティソーシャルワーカーとの協働活動

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）事業

【重点課題】

地域における子どもの貧困や不登校の問題、ひきこもり、などに伴う社会的孤立や複数の福祉課題を抱える要援護者世帯を地域全体で支える地域福祉のセーフティネットづくりを進めます。関係機関や団体が参画する地域福祉ネットワークの構築をすすめ、地域の社会資源や住民団体等とも連携し、CSW事業が有効に機能するよう取り組みます。

【重点事業】

1. 地域丸ごと相談支援体制づくり（断らない相談、寄り添い型支援）
2. 『支え手』『受け手』を超え、役割・生きがいを地域の中で発揮できる社会参加支援

【事業の展開】

1. コミュニティソーシャルワーカーの配置
 - (1) コミュニティソーシャルワーカーの配置
 - ・下荘圏域、西鳥取圏域

(西鳥取・下荘地域包括支援センター内に配置)

2. 実施事業

(1) 総合相談支援体制の構築

- ・高齢者、障がい者、ひとり親家庭、生活困窮者等の「制度の狭間にある方」への伴走型相談支援
- ・ほっこり相談等、住民と協働した身近な困りごとキャッチ

(2) 地域福祉ネットワークの構築と連携

- ・校区（地区）福祉委員、民生委員児童委員、地域福祉活動団体、福祉関係機関や地域住民、行政等とのネットワーク体制の構築

(3) 社会参加・居場所づくり推進事業

- ・まちなかサロンカフェをはじめとする地域の居場所への参加促進
- ・子どもから高齢者まで、誰もが参加できる居場所づくり

(4) 災害時要援護者支援推進事業（くらしの安心ダイヤル事業）への協力

- ・要援護者の見守り、発見、相談等のための住民活動との協働支援

(5) 各種任意事業への協力

- ・緊急通報装置設置事業の訪問調査及び申請等の代行
- ・ふれあい収集事業の調査協力

(6) 地域福祉計画策定及び推進事業

- ・地域福祉計画の策定や地域共生社会実現のための会議等への参加・協力
- ・重層的支援体制整備事業への協力

不動産賃貸事業（収益事業）

収益事業として法人が有する不動産を貸出し、得た賃料を自主財源として法人運営等に活用することで、法人の安定した運営を目指します。

【事業の展開】

1. 自然田土地の賃貸事業
2. 尾崎駅前土地の賃貸事業
3. 尾崎駅前建物の賃貸事業